不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市景観条例第１３条
　市長は、前条の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べる等の機会を与えた上で、その旨を公表することができる。
２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ新座市景観審議会の意見を聴くものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td>景観法及び新座市景観条例に関する取扱要領第７条
　条例第１３条第１項の規定により意見を述べる等の機会を与えようとするときは、公表事前通知書により条例第１２条第１項の勧告又は命令を受けた者に通知するものとする。
２　前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して７日以内に、公表事前通知書に対する意見書により意見を述べることができる。
３　条例第１３条第１項の規定による公表は、市の広報紙への掲載、市役所前掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。</td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td></td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２２年１０月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>